

令和7年度第3期かすみがうら市学校給食用物資購入（単価契約）
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、かすみがうら市立小中義務教育学校において、指定された期間で使用する学校給食用物資及びその納入業者を決定するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 件名

令和7年度第3期学校給食用物資購入（単価契約）

(2) 納品場所

市内小中義務教育学校7校

霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校、霞ヶ浦中学校、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、
下稲吉中学校、千代田義務教育学校

(3) 契約期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

3 実施要領等の公表

実施要領等は、市のホームページに公表する。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (3) かすみがうら市暴力団排除条例（平成23年かすみがうら市条例第9号）第2条第1号に該当しないこと。
- (4) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例（令和5年かすみがうら市条例第3号）第4条第1項に該当する者ではないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 給食用物資を納入するにあたり、業務に必要な営業許可を取得、又は営業の届出を行っていること。
- (7) 市内小中義務教育学校7校に一括して配送ができること。
- (8) 納品した物資に不適品や異物混入などがあった場合に速やかに対応できること。

5 参加申込

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申請書（様式1）
- イ 企業概要（様式2）
- ウ 業務実施体制調書（様式3）
- エ 国・地方交付税の納付証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

(2) 受付期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月3日（金）まで

(3) 提出先

〒315-0075 茨城県かすみがうら市中志筑2112

かすみがうら市教育委員会事務局 学校教育課

※郵送の場合は、簡易書留又はレターパックプラスにて送付すること。

6 参加資格確認結果

提出された申請書類により、学校教育課において参加資格確認を行う。

参加資格確認結果は10月10日（金）に参加申請書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにて通知する。

7 選考スケジュール（予定）

期間	内容
令和7年10月14日~24日	見積書・成分表の提出依頼
令和7年10月27日以降の指定した日	審査委員による見積書開札及び成分表比較による審査
令和7年11月4日（予定）	審査結果通知
令和7年11月下旬（予定）	契約の締結

8 見積書（給食用物資購入見積依頼一覧）及び成分書の提出

学校教育課が作成した「給食用物資購入見積依頼一覧」に必要事項を入力し、Excelデータにて提出する。

また、金額を入力した物資については当該商品の製造メーカーが作成している成分表（商品規格書）を併せて提出することとする。

(1) 記入における留意点

- ①納品が困難な場合は金額欄に「辞退」と記入すること。
- ②原則「給食用物資購入見積依頼一覧」に記載されたサイズを優先する。ただし、サイズは異なるが安価で取り扱うことができる場合などにおいては、「サイズ」欄を

変更し、「備考」欄にその旨を記載すること。(例：1kg→500g)

(2) 提出方法

令和7年10月24日(金)までに給食用物資購入見積依頼一覧は Excel データをメールにて提出し、成分表(商品規格書)は持参または郵送にて提出することとする。

ア メールアドレス gakkokyoikuka@city.kasumigaura.lg.jp

イ 郵送先 〒315-0075 茨城県かすみがうら市中志筑2112
かすみがうら市教育委員会事務局 学校教育課

(3) 提出部数

成分表については、正本1部、副本5部提出することとする。

(4) 参加辞退

参加資格が認められた事業者で、見積書等の提出を行わない事業者は、「辞退届(様式4)」を令和7年10月24日(金)までに持参又は郵送(必着)にて提出すること。

9 審査方法

審査は、令和7年度かすみがうら市学校給食用物資購入(単価契約)公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」)にて行う。

提出された「給食用物資購入見積依頼一覧」をもとに「給食用物資購入見積内容比較表」を学校教育課で作成し、価格及び成分表(商品規格書)の内容(アレルギーの配合状況、産地、塩分量等)を比較し、総合的に判断したうえで個別の物資毎に契約の相手方となる候補者を選考・決定する。

(1) 選定の対象外となるものの要件

ア 規格が合致しないもの

イ 成分表(商品規格書)の提出がなかったもの

ウ ア及びイに定めるもののほか、審査委員が対象外と認めるもの

(2) くじ引きの実施

審査委員会での審査の結果見積価格が同額であり、成分表(商品規格書)を比較しても決定ができない場合は、対象の食品について事業者によるくじ引きにて納入業者を決定する。

10 審査結果

審査結果については、「給食用物資購入一覧(単価契約)」を参加申請書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにて送付する。

11 契約の締結

審査終了後、本市会計課契約担当と調整し、速やかに契約を締結するものとする。

1 2 その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに関する必要な経費はすべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更はできない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、本市が承諾したものについてはこの限りではない。
- (3) 成分表（商品規格書）はアレルギー対応のために保護者に配布する物資もあることから、事業者の責任において製造メーカーに了解を得るものとする。
- (4) 提出書類はプロポーザルのみに使用し、目的以外には使用しない。
- (5) 提出された書類は返却しない。

1 3 本件に関する問い合わせ先

茨城県かすみがうら市中志筑 2 1 1 2

かすみがうら市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育担当

電話 0299-59-2111 / 029-897-1111 （内線番号：5246）

メール gakkokyoikuka@city.kasumigaura.lg.jp